

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

政府の地震調査委員会によれば、南海トラフで発生するマグニチュード8から9クラスの巨大地震が、今後30年以内に発生する確率は「80%程度」とされている。

当地域では、100年から150年周期でマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生し、甚大な被害を受けており、昭和19年の昭和東南海地震や昭和21年の昭和南海地震から約80年が経過する中で、近い将来発生する可能性が高まっていると考えられる。

本市に被害を与える地震としては、こうした南海トラフを震源とする大規模な海溝型地震をはじめ、県内及び周辺地域の内陸で発生する直下型地震などがある。

地震が発生した場合、本会が立地する大塔全域においては、地震による斜面崩壊や地すべりなどの被害が懸念される。

(洪水)

平成17年5月の市町村合併以降、本市で発生した一番大きな災害としては、平成23年の台風第12号による紀伊半島大水害がある。大杉地区で総降水量が1,998mmを観測し、そのほかの広い範囲で1,000mmを超える記録的な豪雨となり、本宮地域を中心に市内各地で河川氾濫による家屋の浸水や山腹崩壊をはじめとする土砂災害等で甚大な被害を受けた。

市内を流れる主な河川のうち、当会が立地する大塔地域では、日置川、富田川が知事管理河川であり、その一部が重要水防箇所指定されている。

また、当地域においては、過去に、明治22年8月18日から20日の明治大水害で土砂崩れ等により死者21名、昭和36年9月14日から16日の第2室戸台風で住家全壊23戸、半壊45戸など、台風や集中豪雨により過去に甚大な被害を受けている。

(土砂災害)

田辺市では、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が多数抽出されている。

県の土砂災害ハザードマップによると、当会が立地する山間地域では、一般的に山地(斜面や溪流)からの様々な土砂災害に対する危険性は高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、台風や集中豪雨による土砂災害が懸念される。

平成23年の台風12号では、当地域・熊野地区において大雨による大規模深層崩壊や土石流が発生し、家屋の倒壊や道路の寸断など甚大な被害をもたらした。

(その他)

内陸山間部の道路の多くは斜面沿いに走っており、崖崩れや斜面崩壊、土石流等が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。

道路網が寸断されると他市町村あるいは他地区との陸路での連絡はほぼ絶たれてしまうこととなり、山間部の集落において孤立化のおそれは高いといえる。

そのほかの災害としては、市の防災重点農業用ため池ハザードマップによると、大雨や大地震により、ため池が決壊することがあるので、注意が必要である。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 95人
- ・小規模事業者数 87人

### 【内訳】

| 業種   |         | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等）  |
|------|---------|-------|---------|----------------|
| 商工業者 | 建設業     | 18    | 18      | 地域内全域に広く分散している |
|      | 製造業     | 10    | 9       | 地域内全域に広く分散している |
|      | 卸小売業    | 23    | 22      | 鮎川地区富田川沿いに多い   |
|      | 飲食業・宿泊業 | 8     | 8       | 鮎川地区富田川沿いに多い   |
|      | サービス業   | 22    | 19      | 鮎川地区富田川沿いに多い   |
|      | その他     | 14    | 11      |                |
|      | 合計      | 95    | 87      |                |

## (3) これまでの取組

### ①当市の取組

| 項 目      | 年 月   | 備 考                        |
|----------|-------|----------------------------|
| 防災計画の策定  | H17.5 | 毎年度改訂                      |
| 防災訓練の実施  | R7.1  | 年1回実施（1月）                  |
| 防災備品の備蓄  |       | 備蓄食料（1日分）<br>・クラッカー、アルファ化米 |
| 防災学習会の開催 |       | 年間約1,700人参加                |

### ②当会の取組

- ・災害に関する国の施策や県火災共済の保険等について、その都度、会員事業所へチラシ・パンフレットの配布など周知を行っている。
- ・女性部活動として毎年1回大塔地区の女性4団体（大塔赤十字奉仕団、大塔ボランティア連絡協議会、大塔女性会、大塔村商工会女性部）が合同で防災研修会を開催し、地域での啓発を行っている。

## 2 課題

- ・小規模事業者においては、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、災害リスクの把握も十分ではないところに課題がある。
- ・災害リスクの周知等による啓発実施に取り組んできたが事業継続力強化計画策定まで結びつかなかったため、周知・推進方法に課題がある。
- ・現状では、緊急時の取組にかかる田辺市と大塔村商工会との具体的な協力体制やマニュアルが十分に整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不調者を出社させないルール作りや感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要。

### 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小売業、飲食業、建設業については特に優先して事業継続力強化支援を進めていく。

### 4 その他

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

#### 6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### （1）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新たな感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### ②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月事業継続計画作成。

##### ③関係団体等との連携

- ・損保会社や和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

#### ④フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等取組状況の確認を行う。
- ・計画策定の事業者には、社員の異動等で計画見直しの必要性が出てくることから1年に一回状況確認を実施する。
- ・田辺市商工振興課と大塔村商工会とで、本計画の進捗状況の確認を実施。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・水害等）が発生したと仮定した市による訓練へ参加し、年1回当市との連絡ルートの確認等を行う。

### (2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助・自分の命を守ることが第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### ②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨の場合職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

|           |                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li></ul>                                                        |
| ほぼ被害がない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>                                                                                                                                                  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

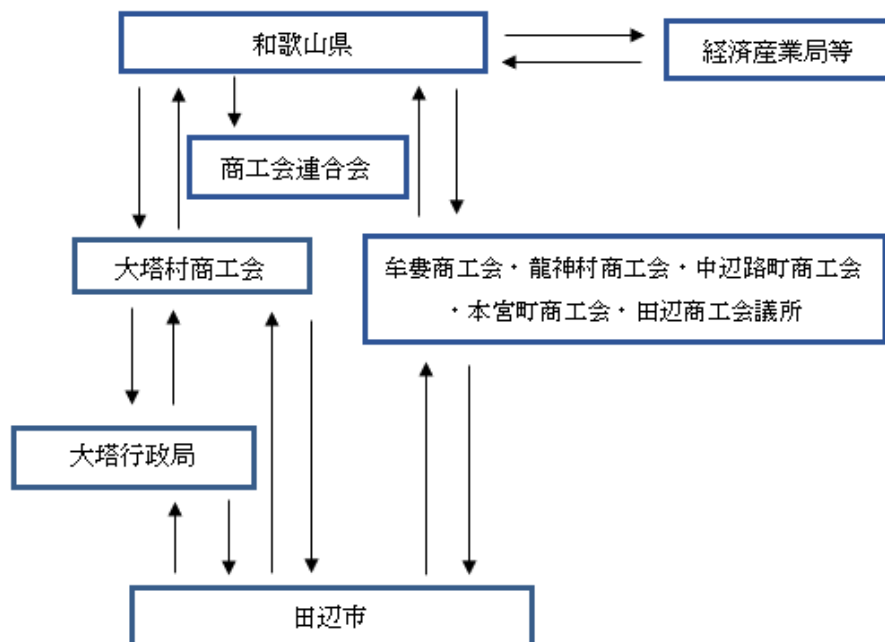
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1か月 | 週に1回共有する  |
| 2ヶ月以降   | 月に1回共有する  |

- ・当市が取りまとめた新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

### ③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や田辺市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市から県に報告する。



### ④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。(ヒアリング・写真撮影等)
- ・ 被害状況に応じた、必要物資の情報収集と調達等を行う。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口も開設等を行う。

#### **⑤地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ・ 市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣(災害復旧ボランティア等)を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

#### **⑥その他**

- ・ 本計画は、大塔村商工会及び田辺市のHP・広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

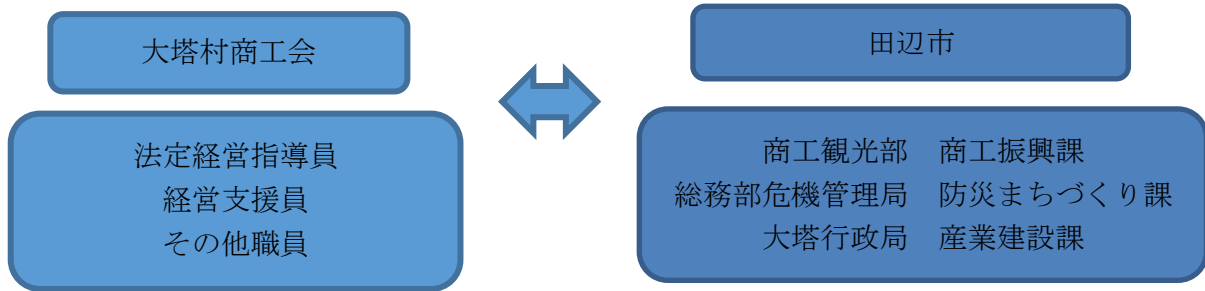
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 黒野 光佑 (連絡先は下記 3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

大塔村商工会

〒646-1101 和歌山県田辺市鮎川 2567-1

TEL : 0739-49-0171 / FAX : 0739-49-0371

E-mail : outou@mb.aikis.or.jp

(2) 関係市町村

田辺市 商工振興課

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号

TEL : 0739-26-9970 / FAX : 0739-22-9903

E-mail : shoukou@city.tanabe.lg.jp

大塔行政局 産業建設課

〒646-1101 和歌山県田辺市鮎川 2567-1

TEL : 0739-48-0301 / FAX : 0739-49-0359

E-mail : oto@city.tanabe.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額  | 350   | 350   | 350   | 350    | 350    |
| ・セミナー開催費 | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |
| ・チラシ作製費  | 150   | 150   | 150   | 150    | 150    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                                   |
|----------------------------------------|
| 会費収入、田辺市補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。